

地域公共交通確保維持事業に係る
地域公共交通計画の軽微な変更に係る包括的な合意について

地域公共交通確保維持改善事業実施要領において、予め協議会において事前に包括的な合意が得られていることを前提に、条件を満たす軽微な変更に限り、協議会を開催しなくても協議会の議論を経たものとして取り扱う、と規定されている。

そこで、本協議会においても、包括的な合意を諮るもの。

[条件]

- 各補助対象系統の1日当たり計画運行回数の10%以内又は1回以内の増減
- 各補助対象系統の計画運行日数の10%以内の増減
- 各補助対象系統のキロ程の10%以内の増減
- 各補助対象事業者に係る内定額の総額の10%以内の増減

ただし、当該変更後の計画については、協議会構成員において情報共有されることが必要である。